

コロナリスク対応型事業継続補助金

募集要領 <一次募集>

一次募集期間：令和3年4月15日（木）から5月31日（月）

当初期限の5月12日（水）から
延長しました

令和3年4月

この補助金に関する問合先

鳥取県商工労働部商工政策課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話 0857-26-7987

FAX 0857-26-8117

メール shoukou-seisaku@pref.tottori.lg.jp

【目次】

I コロナリスク対応型事業継続補助金について	2
1 目的	2
2 対象者	2
3 対象事業	2
4 補助額等	3
5 対象経費	3
II 補助金の申請について	4
1 申請の流れ	4
2 補助金の交付申請	4
3 交付決定について	5
4 実績報告について	5
5 補助金の支払について	6

I コロナリスク対応型事業継続補助金について

1 目的

県内中小企業等が策定する新型コロナウイルス感染症対応B C P (Business Continuity Plan : 事業継続計画) (以下「コロナB C P」という。) の実効性向上のための取組を支援するものです。

2 対象者

次の（1）から（3）のいずれも該当する事業者が対象です。

(1) 鳥取県内に事業所等を有していること

※鳥取県内に支店や営業所等、事業を実施するために必要な施設を有していれば、県外に本社があっても対象となります。

(2) 中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者強化法第2条1項に定める中小企業者であること。

※青色申告書又は事業収入のある白色申告書により確定申告を行っている個人事業主も対象となります。ただし、事業で得ている収入が申請者の主たる職業の収入である場合に限ります。（個人事業主となっていない個人は対象外です。）

以下、代表的なものを例示しましたので、参考にしてください。

対象となる法人	対象とならない法人
株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、有限会社、農業法人（会社法の会社又は有限会社に限る）、企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会、一般社団法人 ※地方公共団体が出資する法人を除く	社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人、一般財団法人、公益社団・財団法人、学校法人、農事組合法人、経済産業省を除く他省庁が監督官庁である組合

(3) コロナB C Pを策定済又は策定途中であり補助事業の計画期間中に策定できること。

※策定途中の場合は補助事業計画の期間中に完成したコロナB C Pを提出していただきます。

期間中に提出できない場合は、交付決定の取り消しとなります。

また、交付決定を受けた後に提出されたコロナB C Pは、本補助金審査員会の委員により内容の確認・審査を行い、その内容や補助事業との関連性等について不十分でと判断された、交付決定の取り消しとなる可能性がありますので、ご注意ください。

3 対象事業

コロナB C Pに基づいたものであり、次のいずれかに該当する事業が対象です。

(1) コロナリスク対応事業

サイバーセキュリティ対策の構築や3密回避のための改修等の取組が対象です。

※改修の場合は、改修前後の図面を添付してください。

(2) 新事業展開調査・検討事業

既存事業とは別に新事業の展開のための取組やサプライチェーンの見直し等の取組が対象です。

(3) 消毒事業

感染者発生時における事務所、店舗、工場等の消毒作業を外部業者に委託して実施する取組が対象です。

※保健所からの指導に基づき実施する場合に限ります。自社において予防的に実施するものは対象外なりません。

※本事業は、募集期間によらず、隨時募集します。

(4) その他、コロナB C Pの実効性を高めるために実施する事業

4 補助額等

補助率	補助対象経費の1／2 ※千円未満は切り捨て
上限額	50万円
下限額	30万円（消毒事業については10万円）
対象期間	交付決定の日から令和4年2月28日まで ただし、消毒事業については、保健所からの指導があった日からとします。 ※交付決定の日以降に事業に着手してください。（交付決定の日より前に着手した費用については補助対象とすることはできません）
概算払	交付決定の2分の1以内 ※補助金は原則として精算払いとなります。希望する場合は、概算払を受けられる場合があります。詳しくは、県にご確認ください。

5 補助対象経費

- 事業を実施する上で必要とする以下の経費を補助対象経費とします。
- 補助金額は、補助対象経費の合計に補助率を乗じた額と補助上限額を比較して少ない方の額以下です（千円未満切捨）。ただし、下表に掲げた経費であっても、交付決定日前又は補助事業期間終了後に発注・支払等した場合は補助対象外です。
また、補助対象経費には、下限額が設定されています（一定の事業規模が必要となります）。
- 事業に要する経費で、事業実施内容と整合が取れており、かつ事業実施に真に必要で直接寄与するものが対象となります。
- 本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できることが必要です。
- 事業実施にあたり付随的に支出する消耗品費や汎用性があるもの、消費税及び地方消費税を含む公租公課・振込手数料・送料については補助対象外です。

【補助対象経費】

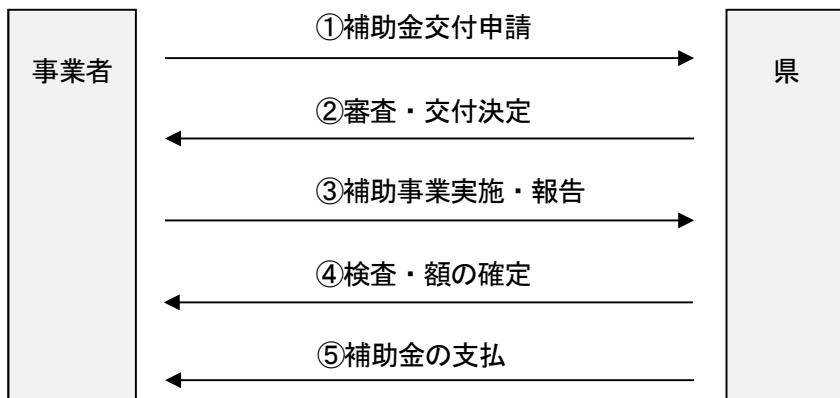
補助事業	区分	内容
コロナリスク 対応事業	調査費	サイバーセキュリティの調査や対策への助言など、外部専門家又は専門機関に依頼するための謝金、旅費又は業務委託に要する経費
	導入費	サイバーセキュリティ対策のために必要なシステム・製品の購入費、リース費、使用料
	改修費	ソーシャルディスタンス確保のためのレイアウト変更経費、設備等の移設経費、換気設備導入経費
	その他	コロナリスクに対応するために実施する事業に要する経費
新事業展開調査・検討事業	調査費	自社で実施する市場調査やマーケティングに要する経費（従業員人件費を除く）又は外部の専門家（機関）を活用した新規事業展開への助言や市場調査・マーケティングに要する経費
	原材料費	新規事業展開を見据えた試作品作製に要する原材料費
	その他	新事業展開の調査や検討に要する経費
消毒事業	委託費	感染者発生時における事務所、店舗、工場等、自社が使用する施設（県内に限る）のスペースの消毒作業を外部業者に依頼して行うための経費 ただし、保健所から指示のあったスペースに限る
その他		コロナB C Pの実効性を高めるために実施する事業に要する経費

II 補助金の申請について

1 申請の流れ

様式は商工労働部商工政策課のホームページからダウンロードしていただくか、最寄りの総合事務所県民福祉局で受け取ってください。

<https://www.pref.tottori.lg.jp/297034.htm>



【補助事業スケジュール】

項目	実施者	時期	内 容
① 補助金交付申請	事業者	各期募集期間内	補助事業を県へ申請します。
②-1 申請内容審査	県	募集期間終了後から約2週間後	申請内容について審査を行い、採択の可否を決定します。
②-2 補助金交付決定	県	審査終了後から約1週間後	採択された事業者に予算の範囲内で交付決定通知を送付します。
③-1 補助事業の実施	事業者	交付決定日以降	交付決定された補助事業に着手・実施します。
③-2 実績報告書の提出	事業者	補助事業完了後	事業の実績を、事業完了から20日以内に県へ報告します。
④-1 検査	県	実績報告後速やかに	提出された報告書を基に、実施された事業内容について検査します。
④-2 補助金額の確定	県	検査から2週間程度	補助金額の確定を行い、補助金の支払額を通知します。
⑤ 補助金の支払	県	検査から1か月程度	補助金の精算払を行います。

2 補助金の交付申請

一次募集：令和3年4月15日（木）から5月31日（月）※当日消印有効

※以降、予算の状況により、随時募集します。

※消毒事業については、継続して受け付けます。

※申請回数は、原則1社あたり1回に限ります。

ただし、消毒事業については、別途申請できることがあります。詳しくは、お問い合わせください。

※申請に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。

当初期限の5月12日（水）から
延長しました

必要書類 (1部ずつ)	<input type="radio"/> 交付申請書（規則様式第1号） <input type="radio"/> 事業実施計画書（様式第1号） <input type="radio"/> 収支予算書（様式第2号） <input type="radio"/> コロナB C P 又は新型コロナウイルス感染症対応事業継続検討計画書（様式第1号別紙） <input type="radio"/> 見積書 <input type="radio"/> 定款等事業内容が分かる資料（個人事業主は開業届等で代用可） <input type="radio"/> 決算書（直近）（個人事業主は確定申告書類の控え）
提出先	鳥取県商工労働部商工政策課（郵送、電子申請、持参）

3 交付決定について

申請書類提出後、事業の内容や妥当性等を審査し、補助事業として採択するか決定します。

(1) 審査方法

外部有識者等で構成する審査委員会において書面審査のうえ、採否を決定します。

※消毒事業については、外部有識者の審査は行いません。

(2) 審査ポイント

- ①適切なコロナB C Pを策定済であるか。未策定の場合は、コロナ対応事業継続検討計画がコロナB C P策定に向けた内容として適切かどうか。
- ②補助事業の内容が、策定済のコロナB C P又はコロナ対応事業継続検討計画に基づいた取組かどうか。
- ③補助事業の実施により、策定済のコロナB C P又はコロナ対応事業継続検討計画の実効性を高めることが見込めるか。
- ④自社事業の現状分析ができているか。
- ⑤上記の現状分析をふまえ、具体的にどのようなリスクがあるか明確に特定できているか。
- ⑥リスクを軽減するための具体的な対策が示されているか。その対策はリスク軽減に資する内容となっているか。
- ⑦補助事業実施により、事業継続の効果が見込めるか。
- ⑧補助対象経費の内容が、補助事業の実施に必要な経費か。費用対効果の観点から適切なものと言えるか。

(3) 注意事項

- (ア) 審査の経過等に関する問い合わせには応じません。
- (イ) 必要に応じて別途追加資料の提出をお願いする場合があります。
- (ウ) 応募多数の場合は、原則として評価点の上位から採択することとします。
- (エ) 審査の結果、事業内容の一部変更や、対象経費の減額を行い採択する場合があります。

4 実績報告について

補助事業終了後、実施した事業実績について報告していただきます。

提出時期	補助事業完了後 20 日以内
必要書類 (1部ずつ)	<input type="radio"/> 実績報告書（様式第4号） <input type="radio"/> 事業収支決算書（様式第5号） <input type="radio"/> 事業の実施状況や成果に関する資料 <input type="radio"/> 領収書・通帳・契約書等支払証拠書類（写し） <input type="radio"/> 策定したコロナB C P（申請時に策定予定であった事業者のみ） <input type="radio"/> 口座振込依頼書
提出先	鳥取県商工労働部商工政策課（郵送、電子申請、持参）

5 補助金の支払について

- ・提出された報告書を基に、実施された事業実績内容を検査後、補助金の額を確定し通知します。
 - ・額の確定後、精算払を行います。
- ※補助対象経費の支出額を証明する証拠書類等が確認できない場合は、補助対象経費への計上が認められません。
- ※コロナBCPを策定予定で申請し、交付決定を受けた場合、補助事業の実施期間中にコロナBCPを策定・提出できなければ、補助対象要件を満たさなくなるため、交付決定の取り消しとなり、補助金のお支払いができません。
- ※コロナBCPを策定予定で申請し、交付決定を受けた後に提出されたコロナBCPは、審査員会の委員により内容の確認・審査を行い、その内容や補助事業との関連性等について不十分であると判断された場合、交付決定の取り消しとなる可能性があります。